

## 東広島市学校給食費徴収規則の制定等について

### 1 概要、目的

給食会計の透明性を図るとともに、公会計の導入に併せて働き方改革の一端として教職員による学校給食費の徴収業務等を市に移行する。

この規則は、令和3年度以降の学校給食費公会計の実施あたり、学校給食法（昭和29年法律第160号）の規定に基づき、東広島市が実施する学校給食に係る学校給食費の徴収に関し、必要な事項を定めるもの。

### 2 「東広島市学校給食費徴収規則」の内容等

- (1) 「学校給食」、「学校給食費」等の定義
- (2) 学校給食の負担者
  - ①学校給食の提供を受ける幼児・児童・生徒の保護者
  - ②学校給食の提供を受ける職員（学校職員、学校給食センター職員）
  - ③臨時に学校給食の提供を受ける者
- (3) 学校給食の額（リーフレット参照）
  - （幼稚園）1食分：200円、月額：2,600円 ※副食＋牛乳
  - （小学校）1食分：245円、月額：4,500円
  - （中学校）1食分：280円、月額：5,400円
- (4) 学校給食費の納付方法  
原則、口座振替による納付。納付書による納付も可。
- (5) 学校給食費の納期と納付期限（リーフレット参照）
  - 第1期（5月末日）～第9期（2月末日）に定額徴収
  - 第10期（3月末日）→調整月
- (6) 学校給食の還付、督促等

### 3 システム業者

株式会社アイティフォー

※7月16日 第2回東広島市学校給食費管理システム構築選定委員会において決定

### 4 今後の予定

11月～12月	口座登録等の事務処理作業
1月～2月	来年度小・中学校入学予定者の提出書類回収及び口座登録等の事務処理作業
2月	操作研修会の実施
3月～	教職員等の口座登録等の事務処理作業

### 5 施行日

令和3年4月1日